

**⑧事業所の新設の様式第6号(第1面)記載例  
(有料・無料・特別の法人)の場合)**

代表者印

訂正の場合に必要となりますので「捨印」を押印してください。

有料・無料・特別の法人、その他該当する箇所以外は抹消してください。事業所の新設の場合、「許可証の書換」(届出制除く)が必要になります。

有 料 無 料  
~~職業紹介事業許可証再交付申請書~~  
~~職業紹介事業変更届出書~~  
~~職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書~~  
~~有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書~~  
~~特別の法人無料職業紹介事業変更届出書~~

厚生労働大臣 殿

① 平成〇〇年〇〇月〇〇日

法人はその名称及び代表者の氏名を記載してください。

事業主による申請及び届出となりますので「代表者印」を押印してください。

該当する箇所以外は抹消してください。

② 申請・届出者 氏名 <sup>(ふりがな)</sup> 株式会社 <sup>かぶしがいしゃ</sup> 紹介 <sup>しょうかい</sup> 鹿児島 <sup>かごしま</sup>  
<sup>だいひょうとりしまりやく</sup> 代表取締役 <sup>しょうかい</sup> 紹介 <sup>いちろう</sup> 一郎

代表者印

- 有料再交付
- 無料再交付
- 有料変更
- 無料変更
- 有料変更書換
- 無料変更書換
- 取扱職種の範囲
- 特別の法人変更

- ~~1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第32条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第32条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~6. 職業安定法第32条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~7. 職業安定法第32条第4項において準用する、第32条の3第2項において準用する、第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めただけ届け出ます。~~
- ~~8. 職業安定法第32条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

記

③許可・届出番号	4 6 - ユ - 〇〇〇〇〇〇
④氏名又は名称 <sup>(ふりがな)</sup>	<sup>かぶしがいしゃ</sup> 株式会社 <sup>しょうかい</sup> 紹介 <sup>かごしま</sup> 鹿児島 <small>個人事業主は、氏名を記載してください。</small>
⑤所在地 <sup>(ふりがな)</sup>	〒 8 9 〇 - 〇 〇 〇 〇 電話 099 ( 〇 〇 〇 ) 〇 〇 〇 〇
	<sup>かごしまけんかごしましにしせんごくちょう〇ばん〇ごう</sup> 鹿児島県鹿児島市西千石町〇番〇号 <small>鹿児島県から記載してください。</small>
⑥事業所	<sup>(ふりがな)</sup> 名称
	<sup>(ふりがな)</sup> 所在地 <small>事業所新設の場合は、⑥欄は記載しないでください。</small>

**⑧事業所の新設の様式第6号(第1面)記載例  
(有料・無料・特別の法人の場合)**

代表者印

訂正の場合に必要となりますので「捨印」を押印してください。

有料・無料・特別の法人、その他該当する箇所以外は抹消してください。事業所の新設の場合、「許可証の書換」(届出制除く)が必要になります。

~~有 料 無 料  
職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書  
職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書  
職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書  
有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書  
特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

厚生労働大臣 殿

法人はその名称及び代表者の氏名を記載してください。

① 平成〇〇年〇〇月〇〇日

事業主による申請及び届出となりますので「代表者印」を押印してください。

② 申請・届出者 氏名 株式会社 紹介鹿児島

(ふりがな) かぶしがいしゃ しょうかい かいしや  
だいひょうとりしまりやく しょうかい いちろう  
代表取締役 紹介 一郎

代表者印

該当する箇所以外は抹消してください。

有料再交付

~~1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~

無料再交付

~~2. 職業安定法第32条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~

有料変更

~~3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

無料変更

~~4. 職業安定法第32条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

有料変更書換

~~5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請をします。~~

無料変更書換

6. 職業安定法第32条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請をします。

取扱職種の範囲

~~7. 職業安定法第32条第4項において準用する、第32条の3第2項において準用する、第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。~~

特別の法人変更

8. 職業安定法第32条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③許可・届出番号	4 6 - ム - 〇〇〇〇〇〇
④氏名又は名称 <small>(ふりがな)</small>	かぶしがいしゃ しょうかい かいしや 株式会社 紹介鹿児島
⑤所在地 <small>(ふりがな)</small>	〒 8 9 〇 - 〇 〇 〇 〇 電話 099 ( 〇 〇 〇 ) 〇 〇 〇 〇
	かごしまけんかごしましにしせんごくちょう〇ばん〇ごう 鹿児島県鹿児島市西千石町〇番〇号
⑥事業所 <small>(ふりがな)</small>	名称
	所在地

鹿児島県から記載してください。

事業所新設の場合は、⑥欄は記載しないでください。

**⑧事業所の新設の様式第6号(第1面)記載例  
(有料・無料・特別の法人)の場合)**

代表者印

訂正の場合に必要となりますので「捨印」を押印してください。  
有料・無料・特別の法人、その他該当する箇所以外は抹消してください。

有 料 ・ 無 料  
職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書  
職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書  
職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書  
有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書  
特別の法人無料職業紹介事業変更届出書

厚生労働大臣 殿

法人はその名称及び代表者の氏名を記載してください。

① 平成〇〇年〇〇月〇〇日

事業主による届出となりますので「代表者印」を押印してください。

② 申請・届出者 氏名 株式会社 紹介鹿児島  
だいひょうとりしまりやく しょうかい いちろう  
代表取締役 紹介 一郎

代表者印

該当する箇所以外は抹消してください。

有料再交付

1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。

無料再交付

2. 職業安定法第32条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。

有料変更

3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

無料変更

4. 職業安定法第32条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

有料変更書換

5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請をします。

無料変更書換

6. 職業安定法第32条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請をします。

取扱職種の範囲

7. 職業安定法第32条第4項において準用する第32条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。

特別の法人変更

8. 職業安定法第32条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③許可・届出番号	4 6 - 特 - 〇〇〇〇〇〇
④氏名又は名称 <small>(ふりがな)</small>	かぶしきがいしゃ しょうかいかがしま 株式会社 紹介鹿児島
⑤所在地 <small>(ふりがな)</small>	〒 8 9 〇 - 〇 〇 〇 〇 電話 099 ( 〇 〇 〇 ) 〇 〇 〇 〇
	かごしまけんかごしましにしせんごくちょう〇ばん〇ごう 鹿児島県鹿児島市西千石町〇番〇号
⑥事業所 <small>(ふりがな)</small>	名称
	所在地

鹿児島県から記載してください。

事業所新設の場合は、⑥欄は記載しないでください。

⑦変更事項	事業所の新設	
⑧変更前	新設する事業所の名称を記載してください。 無料職業紹介事業の場合は、事業所名の一部に「 <u>無料職業紹介</u> 」を入れてください。	
⑨変更後	株式会社 紹介鹿児島 熊毛支店 <u>無料職業紹介所</u> 〒891-0000 鹿児島県熊毛郡〇〇町〇番〇123 電話 0997(〇〇) 〇〇〇〇	
⑩取扱職種の範囲等	取扱職種：一般事務の職人、商品販売の職業、生産工程・業務の職業、配せん人、モデル 地域：国内 その他：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第11条により 公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない	
⑪変更（廃止）年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
⑫職業紹介責任者	氏名	住所
	紹責 熊太郎	鹿児島県熊毛郡〇〇町〇番〇号
⑬変更（廃止）理由再交付理由	事業拡大のため 申請に係る担当者の氏名、職名、連絡先（日中連絡がとれる番号）を記載してください。	
⑭備考	担当者：紹責 熊太郎 TEL：0997-△△-〇〇〇〇 FAX：0997-△△-〇〇〇〇	

新設する事業所の所在地（郵便番号・ビル名・階数・電話番号まで）を記載してください。

取扱職種を限定する場合には、平成23年度厚生労働省編職業分類表の「中分類」より記載し、求職受付手数料を徴収できる「芸能家」、「家政婦（夫）」、「配せん人」、「調理士」、「モデル」及び「マネキン」については、別に記載してください。

地域を限定する場合には、「都道府県名」又は「市町村名」を記載してください。特別の法人は国外も記入してください。

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対応するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）に基づくものです。

事業所の新設年月日を記載してください。

理由を記載してください。

申請に係る担当者の氏名、職名、連絡先（日中連絡がとれる番号）を記載してください。

該当するもの以外を抹消してください。

なお、申請者（法人にあっては役員を含む）については、~~職業安定法第32条各号に掲げる~~ ~~欠格事由のいずれにも該当しないこと~~、職業紹介責任者については、未成年者に該当せず、かつ、同法第32条第1号から第8号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

外国人技能実習生

代表  
者印

様式第6号 (第2面)

⑦変更事項	事業所の新設	
⑧変更前		
⑨変更後	株式会社 紹介鹿児島 熊毛支店 <u>無料職業紹介所</u> 〒891-0000 鹿児島県熊毛郡〇〇町〇番〇123 電話 0997(〇〇) 〇〇〇〇	
⑩取扱職種の 範囲等	取扱職種：一般事務の職人、商品販売の職業、生産工程・業務 の職業、配ぜん人、モデル 地域：国内、中華人民共和国 その他：出入国管理及び難民認定法に基づく外国人技能実習 に係る職業紹介であり、求人者は組合の組合員に限る	
⑪変更(廃止) 年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
⑫職業紹介責任者	氏名	住所
	紹責 熊太郎	鹿児島県熊毛郡〇〇町〇番〇号
⑬変更(廃止)理由 再交付理由	事業拡大のため 理由を記載してください。	
⑭備考	担当者：紹責 熊太郎 TEL：0997-△△-〇〇〇〇 FAX：0997-△△-〇〇〇〇	

新設する事業所の名称を記載してください。  
無料職業紹介事業の場合は、事業所名の一部に「無料職業紹介」を入れてください。

新設する事業所の所在地（郵便番号・ビル名・階数・電話番号まで）を記載してください。

取扱職種を限定する場合には、平成23年度厚生労働省編職業分類表の「中分類」より記載し、求職受付手数料を徴収できる「芸能家」、「家政婦(夫)」、「配ぜん人」、「調理士」、「モデル」及び「マネキン」については、別に記載してください。

地域を限定する場合には、「都道府県名」又は「市町村名」を記載してください。特別の法人は国外も記入してください。

事業所の新設年月日を記載してください。

申請に係る担当者の氏名、職名、連絡先（日中連絡がとれる番号）を記載してください。

該当するもの以外を抹消してください。

なお、申請者（法人にあっては役員を含む）については、職業安定法第32条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと、職業紹介責任者については、未成年者に該当せず、かつ、同法第32条第1号から第8号までのいずれにも該当しないことを誓約します。